

令和 2 年度

熊野町農業委員会
議事録

第 10 回

熊野町農業委員会

令和2年度第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年12月18日（金）午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員（ 人）

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次夫
委員	稲垣 寿計
委員	佛圓 治徳

6. 議事録署名委員（2人）

委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
主査	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和2年度第10回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 3番 菅尾委員、4番 井尻委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第30号について、提案理由をご説明いたします。 申請地は、出来庭地区の〇〇〇〇〇付近の 田2筆となります。 当該地は、県道改良工事の施工に伴い、道路の路面が高くなってしまうため、耕作を行いやすいように土砂を入れ、周辺地と高さを揃えたいとのことです。 また、これまでは、田として耕作されていましたが、土地の形状が田に適していないとのご判断から、今後は畑として耕作されとのことです。 この申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われます。 事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良 次夫委員、お願いします。
世良委員	12月11日(金)に事務局と現地を確認してきました。 場所は、先ほど事務局が説明した通りで、〇〇〇〇〇の呉地寄りの農地となっています。 現在、工事が行われている県道の工事によって、田がずいぶん低い位置

	となり、耕作することが困難となるため、県道と同じ高さまで盛り土を行い、耕作しやすい高さにするということでした。 今後は畑として利用されることをご計画されています。 県道工事後の土地については、県道に提供された残地であるため、非常に小さくいびつな土地ですが、ただし、ご自宅のすぐ前であり、道路にも面し、隣接地には500mmのU字溝が設置されるようになっており、水の確保もできているため、畑として耕作していく上では、非常に立地が良い場所だと思います。 申請内容からも、特に問題ないと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	田から畑にするのにこの申請は必要ですか。
事務局	盛り土をされるために手続きが必要となるもので、いわゆる改良工事がなされるための申請となっています。
原委員	わかりました。
議長	そのほかに質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第1、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第2、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第31号について、提案理由をご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇の入口付近の田1筆でございます。 転用目的としましては、資材置き場を設置するための農地転用の案件と

	なります。 申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	12月11日に事務局と現地へ行ってきました。 現地は、近くに町道があるのですが、別の方が管理されている農地を隔てた一つ奥地になりますが、そこへは里道が通っていますが、以前は使われていたのでしょうか、現在は周囲が農地や住宅に囲まれ、農機具も入らないような状況でした。 現地は草刈りもされ、管理はされていましたが、所有者の方が高齢ということで今後は管理していくことは難しいということから、隣接する方へ資材置場として売買することになったものです。 隣の方からすると、自分の敷地を通してこの場所へ行くことが出来る状況もありまして、資材置場として利用されるということですが、持ち主の方が今後も管理していくことは難しいということで、特に問題はなかろうかと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第2、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請に

	ついて」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 3、議案第 32 号「農地改良届出について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 32 号について、提案理由をご説明いたします。 申請地は、初神の〇〇〇〇〇を北部農道方面へ約 1 キロ弱程度北上したあたりの田 1 筆でございます。 当該地は、ご自宅の入口付近にある田が平成 3 0 年 7 月豪雨災害によって土砂が流入したため、防草シートを敷設し、現在は休耕されています。 休耕中の田の地盤高は、路面の高さより低くなっておりますが、今後は、畑として耕作を行いたいとお考えから、耕作しやすいように、約 5 0 センチほど土砂を入れ、周辺地と高さを揃えたいとのことです。 この申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われます。 事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	1 2 月 9 日に事務局と現地調査を実施しました。 この場所は、さきほど説明がありましたとおりで、道路に面しておるため、非常に便利が良いところで、また、初神の県道から 5、6 0 0 メートルくらいかなという感じはしたのですが、堂所山の方へ向かって、ちょうど住宅が密集しているところにある一畝くらいの土地です。さきほど説明にあったように田んぼが低くなっておりまして、他の田んぼは高いのですが、そこだけ低いため、水が溜まるような状況だったようです。 それで一昨年の水害の時に埋まったということで、現在はきれいに片づけられて表面の作土というか、田んぼの土は撤去されて、埋立が出来るような状況になっておりました。 調査の時に所有者の〇〇〇〇〇さんが通りかかったので、話を聞いてみたのですが、今後は畑として使って、雨が降った時にはこの低い田んぼに水が溜まらないようにして、勾配も自然に流れて排水も出来るようにして

	周囲に迷惑をかけるようなことの無いようにしたいということでした。 周囲の田んぼは、全部〇〇〇〇〇さんの土地なので、排水は自分の他の田んぼの排水を利用して、流せるようにするという事で周囲に迷惑をかけるような状態では無いということをおられました。 それから〇〇〇〇〇さんの自宅に入るには初神中央道から100mくらい進んだところに2mくらいの道があるのですが、その道も高さが一緒になるようにされ、その道沿いに排水溝をつけて、自分の田んぼの方へ接続し排水溝にされるということでした。そういうことできちっと計画され、すでに何を作るということも決めておられ、家庭菜園としていろいろな物を作られるようでした。 水が溜まるような場所はこの土地だけで、大雨の時には池のようになるのではないかと思いますので、そういう所が無くなり、地域の人も安心されるという状況になってくるのではないかと思いますので、特に問題は無いと思いました。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第32号「農地改良届出について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第3、議案第32号「農地改良届出について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第4 報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第14号について、ご報告いたします。 本件につきましては、この1ヶ月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、5条の規定による届出が2件ありましたことを、ここにご報告します。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。

	以上で本日の日程はすべて終了しました。
議長	次回の農業委員会は1月20日（水）午前9時から開催予定です。 議案については1月12日以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和2年度第10回熊野町農業委員会を閉会します。